

京都式強度行動障害モデル事業の概要説明 説明要旨

【1枚目】

まずは、「京都式強度行動障害モデル事業の概要説明」についてお話させていただきます。

京都府障害者支援課の坂梨と申します。

どうぞ、よろしく願いいたします。

【2枚目】

本日の研修会では後ほど具体的な支援事例についての説明がありますが、それらをよく理解いただけるように、このパートでは「強度行動障害とは」「事業の目的と内容」「事業の推移」のご説明をさせていただきます、最後に「応募勧奨」ということでご説明させていただきます。

【3枚目】

今回の動画は行政など、障害福祉サービス事業所以外の方もご覧いただいていますので、まずは強度行動障害について簡単にご説明します。

【4枚目】

「強度行動障害」とは、資料にありますとおり、自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態です。

つまり、強度行動障害は、知的障害といった生まれながらの障害ではなく、その人の状態を指します。良くなったり悪くなったり、現れたり消えたりすることもあります。

本来は穏やかなはずの人が、様々な原因によって状態が悪くなっている状態です。

【5枚目】

では、なぜ強度行動障害という状態になるのか、資料を掲載しています。

6枚目と7枚目には、障害によって自分の困っているという気持ちを言葉で上手に伝えることができず、その困り具合を、「目の前を通った男の子を押す」という行動で表現した、という事例を紹介していますのでご覧ください。

【6枚目】【7枚目】

スライド掲載のみ

【8枚目】

障害からくる苦手なこととして、例えば、「先の予測をすることが難しい」、「話し言葉の理解が難しい」、「少しの違いで大きな不安を感じる」などがあります。

そしてこの苦手さは、本人に不安と緊張をもたらし、さらには、こうした不安や緊張から逃れたい、不安や緊張を伝えたい、不安や緊張に気づいてほしいけど方法が分からない、といった状況になります。

その結果、そういった気持ちを自傷、他傷、こだわり、物壊し、といった行動で表すということになります。

【9枚目】

そして、そのまま障害からくる苦手さが解消されないと、さらに激しい行動をとってしまうことがあります。

また、適切な行動を教えてもらう機会がなかったり、自分の気持ちを伝えるために激しい行動を取った時、周囲がその行動を止めるために本人が望むままの対応を繰り返したりしていると、「激しい行動をすることで自分の気持ちが伝わる」と理解し、激しい行動が定着してしまうこともあります。

【10枚目】

次に、京都式強度行動障害モデル事業の説明です。

本事業は北部、南部について、それぞれ社会福祉法人福知山学園及び社会福祉法人京都ライフサポート協会に委託して実施しています。

行動障害がある方について、御本人に一定期間、事業実施法人の入所施設等を活用していただき、本来の力のアセスメントを行います。

その後、現在の支援者等の支援の方向性をより良いものとするため、後方支援を行うこととしています。

受入支援は行わず、現在の支援事業所からの情報提供をもとに、支援内容に対して助言する場合があります。

利用するサービスや支援方法は状況に応じて臨機応変に検討しており、支援対象とする方については行動関連項目10点以上等の具体的な指標は設定していません。

【11枚目】

本事業の目的は、「行動障害があっても住み慣れた地域や場所で暮らし続けられる地域をつくること」です。

地域の関係者が適切なアセスメントの元で、統一した支援を行えるよう、これまでの支援内容を確認するとともに、第三者的視点で、これまでと異なる角度から検討することになります。

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の関係機関の皆様には、第三者の介入を受け、支援のあり方を見直す覚悟が必要になると考えております。

本事業の対象となれば施設入所できると誤解されていたり、また、行動障害がある方のレスパイトと考えられていたりすることもあります。そうではなく、これまで暮らしてきた地域での生活を支援させていただくものだということをご理解いただければと思います。

【12枚目】

本事業の一連の流れを示しています。

例年5月頃に市町村に対して募集を行い、市町村は対象者を取りまとめて報告いただきます。

京都府・委託先法人で対象者の状況を確認するとともに、関係者などへ適宜面談を行い、対象者を決定します。

その後、サービスの利用調整を行い、支援を実施し、地域の関係者へ支援状況を共有しますので、支援状況を見直しいただくとともに、必要に応じてフォローアップを行います。

【13枚目】

事業を開始した平成29年度以降の応募者や決定者の推移は表のとおりです。

令和2年、3年はコロナの影響があり応募者や決定者が減少していますが、例年10名以上の応募がある状況です。昨年度までは、支援の決定者数は実施法人の受入可能者数との兼ね合いで、大概ね4名程度としていたしましたが、今年度は、応募者全員に何らかの支援を行う形をとっています。

【14枚目】

最後に、本事業の応募についてです。

本事業では委託先法人で、通常の障害福祉サービスを利用する場合があります。支給決定を受けていただく必要があることや、継続的支援に市町村の関与が不可欠なことから、事業を利用するためには市町村の推薦を必要としています。

次のスライドに資料を掲載していますが、例年5月頃に市町村に対し募集しています。

令和5年度も事業実施を予定しておりますので、対象になりそうな方がおられれば、募集前でもよいので市町村に連絡いただければと思います。

以上で、「京都式強度行動障害モデル事業の概要説明」を終わります。

【15枚目】

スライドのみ